

第5回 重点方針専門調査会 議事要旨

(開催日時等)

- 1 日時 平成28年9月28日(水) 13:00~15:00
- 2 場所 合同庁舎8号館5階共用A会議室
- 3 出席者

会長	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
議員・委員	岩田 喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
	小山内 世喜子	青森県男女共同参画センター館長
	川島 高之	特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン理事、 特定非営利活動法人コヂカラ・ニッポン代表
	白河 桃子	少子化ジャーナリスト、作家、相模女子大学客員教授
	末松 則子	三重県鈴鹿市長
	鈴木 準	株式会社大和総研主席研究員
	高橋 史朗	明星大学特別教授
	種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック We 富山院長
	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
	堀江 敦子	スリール株式会社代表取締役
	南 壮一郎	株式会社ビズリーチ代表取締役社長
	横田 響子	株式会社コラボラボ(女性社長.net 企画運営) 代表取締役
	渡辺 美代子	国立研究開発法人科学技術振興機構副理事

(議事次第)

- 1 開会
- 2 「女性活躍加速のための重点方針2016」に基づく平成29年度予算概算要求等の状況について
 - ・各府省庁ヒアリング
 - ・意見交換
- 3 閉会

(議事概要)

- 「女性活躍加速のための重点方針2016」に基づく平成29年度予算概算要求等の状況について、各府省庁からヒアリングした上で、意見交換を行った。
- 「重点方針2016」のうち、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関する事項については、9月12日(月)に「女性に対する暴力に関する専門調査会」において審議が行われており、その審議内容について、同専門調査会長の辻村委員から報告があった。

(委員等からの主な発言)

【ひとり親・多子世帯等自立応援プロジェクト】

- ・ 窓口のワンストップ化や、ひとり親に対する就労支援の状況などについて各自治体の取組をチェックし、しっかり取り組む自治体に予算づけするなど、メリハリが重要。
- ・ 児童扶養手当の振込日の間隔が長く、次の振込日までのつなぎで金融機関から借り入れて

しまう家庭がある。支給回数の増加について検討を加速してほしい。

- ・ (ひとり親家庭の) 子どもの「学び」の応援は、就労支援にもつながる。
- ・ 「ひとり親・多子世帯等自立応援プロジェクト」の取組は、地域間格差が生じやすい。小規模自治体にも支援が届くようにしてほしい。

【熊本地震における被災地支援】

- ・ 女性リーダーがいる避難所は、明るく、日常生活に近い環境が実現されている。被災地での女性リーダーの存在は重要。
- ・ 被災時の対応について相談件数が少ないことは、問題がないことではない。相談してもよいと働きかけをしないと、問題は顕在化しない。
- ・ 熊本地震では、自主防災の組織化が100%であった地域でも、震災時に、その組織が機能しなかった。この点も含め、東日本大震災との比較で調査をしてほしい。

【不妊治療に係る経済的負担の軽減】

- ・ 日本産科婦人科学会は、事実婚の夫婦にも対外受精をするとの方針を既に示している。それを受けて、政府の不妊治療への支援制度も、事実婚の夫婦を対象に含めるように見直しをしてほしい。
- ・ LGBTのカップルを支援対象とすることについても検討してほしい。
- ・ 仕事と不妊治療との両立が難しく、妻が仕事を辞めたが、(片働きでは) 費用負担が重く、不妊治療を継続できなくなった事例がある。こうした人々への配慮がないと、支援制度が救いの手にならない。

【子ども・子育て支援新制度、保育士の処遇改善】

- ・ 子ども・子育て支援新制度における待機児童解消に向けた子育て基盤の整備は、消費税率引上げによる財源確保が前提となっていた。財政環境は厳しいが、ぜひ財源を確保して、量的拡充・質の向上の両面を実現してほしい。
- ・ 病児保育への支援はよい取組だが、複数の小児科医から、病児保育の施設に任せきりにする無責任な親を助長する面があると聞く。親の親としての成長を支援する視点も重要。

【保育所等の整備、保育士及び介護人材の処遇改善】

- ・ 保育所の定員を増やしているのに待機児童が減らないというのは、政策が上手くいっていることの証左。潜在的需要をどう見込むのか、また、質と量のバランスをどう考えるのか、検討してほしい。

【「子育て世代包括支援センター」設置促進】

- ・ 「子育て世代包括支援センター」の設置促進に賛成だが、①再就職支援だけでなく「両立支援アドバイザー」を設置するなど、仕事と育児の両立を前提とした継続就労支援の視点を強化すること、②産前・産後、育児の全てについて、男性の参画の視点をもっと入れることの2点を要望。
- ・ 「子育て世代包括支援センター」についての施策に、ジェンダーの視点が少ない。各地の男女共同参画センターとの連携をしっかりと位置づけてほしい。
- ・ 出生直後の子どもの虐待死を防ぐには、妊娠直後に相談できることが不可欠。虐待のリスクの高い親への支援を「子育て世代包括支援センター」の役割に入れてほしい。

- ・ 妊婦健診料金の補助の情報が、妊娠直後の女性に正確に届いていない。出産直後の子どもの虐待を防ぐためにも、特に出産を悩む女性に正確な情報が届くようにしてほしい。
- ・ 「子育て世代包括支援センター」の法律上の名称は「母子健康包括支援センター」であり、名称からは、母親のみが子育てするという旧来の概念に戻ることになる。現在ある法律の文言を前提に施策をつくるのはやむを得ないが、法制度に旧来の概念の言葉が残っていることが多く、そこを改革する視点をもってほしい。
- ・ 自治体における窓口のワンストップ化の支援は良い。他方、窓口のワンストップ化に基礎自治体の職員が対応できるように、職員の人材育成にも配慮してほしい。この点からも、地域女性活躍推進交付金を拡充してほしい。

【個人所得課税における諸控除の在り方の見直し】

- ・ 配偶者控除の見直しは是非進めるべきだが、夫婦控除の創設には反対。結婚しているというステータスを評価する仕組みではなく、子育てや介護をしていることを評価する仕組みにするべき。夫婦控除の場合、ひとり親世帯や、結婚せずに親の介護をしている方々に対して恩恵が及ばなくなる。
- ・ 配偶者控除の見直しは、企業の配偶者手当の廃止に向けて、よいメッセージとなる。
- ・ 配偶者控除は廃止すべき。配偶者控除の見直しについては、働きたい人が働きやすい中立的な制度にすることと、若い人に光を当てることの2つの目的のバランスを取ることが重要であり、男女共同参画会議でも議論してほしい。

【被用者保険の適用拡大、民間企業における配偶者手当】

- ・ 配偶者手当を廃止し、浮いた財源を子育てに充てることはよい方向。
- ・ 本年10月からの被用者保険の適用拡大は、正確には、「従業員数501人以上の企業」ではなく、「適用拡大前の基準で、社会保険適用者数が501人以上の企業」。適用対象外の企業は自ら適用対象外とは言わないので、一般に、この点がよく分かるようにしてほしい。

【マイナンバーカードへの旧姓併記】

- ・ マイナンバーカードへの旧姓併記は、選択的夫婦別氏制度の議論と矛盾するものではない実務的な話であり、進めてほしい。

【その他】

- ・ 雇用保険対象者のワーク・ライフ・バランスの取組は進んでいるが、個人事業主についても、既存の施策のうち、個人事業主が対象となっていないものを整理するなど、目配りしてほしい。
- ・ 「重点方針2016」の個別の施策と全体像との関係がわかりにくい。
- ・ 29年度予算概算要求のうち、予算確保の可否を整理し、予算確保できなかったものでも、今後、引き続き予算要求すべきものは何か、予算確保に向けたロードマップがあるとよい。